**令和６年１２月２日以降有効期限到来まで**

**お手元の被保険者証(保険証)はご利用いただけます**

**～国民健康保険・後期高齢者医療加入の皆様へ～**

国の法改正により、令和６年１２月２日以降、従来の被保険者証は新規発行・再発行ができなくなり、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。(裏面のマイナ保険証への移行イメージ図を参照ください。)

令和６年７月に送付した被保険者証（令和７年７月末までの有効期限のもの）は、１２月２日以降も引き続き使えますので、**誤って廃棄しないでください**。

なお、令和７年７月３１日までに７０歳又は７５歳になる方や、保険料の滞納がある世帯など、一部の方は有効期限が異なります。

また、脱退した場合などは、持っていた被保険者証は使えなくなります。

１２月２日に現行の被保険者証の新規・再発行を終了します

お手元の被保険者証は１２月２日以降も有効期限まで引き続き使えます

マイナ保険証をお持ちでない方(マイナンバーカードを取得していない方を含む)

マイナ保険証をお持ちの方

**１２月２日以降は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します**

**医療機関等を受診する際には、「マイナ保険証」または「資格確認書」が必要です。**

**「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関等を受診することはできません。**

**国民健康保険加入の方**

新たに国民健康保険に加入したときや自己負担割合が変更されたとき(７０歳以上の被保険者)などに、「資格情報のお知らせ」（A４サイズ）を発行します。

新たに国民健康保険に加入したときや被保険者証を紛失したときなどに、「資格確認書」（現行の被保険者証と同サイズのカード型）を発行します。

**後期高齢者医療加入の方**

・令和６年１２月２日から令和７年７月３１日までは、新規に加入したとき、被保険者証を紛失したとき、被保険者証の記載内容に変更があったときには、マイナ保険証の有無に関わらず被保険者証に代わる「資格確認書」（現行の被保険者と同サイズのはがき型）を発行します。

・限度額適用認定証は、手元の保険証が有効である間に限り令和６年１２月２日以降も紛失による再発行が可能です。

令和７年８月の年次更新以降は、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、

マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を毎年度発行します。



お問い合わせ先

飯南町保健福祉課

TEL　0854-72-1770